

令和3年度 彦根市男女共同参画審議会（第3回）議事録

日時 令和4年2月24日（木）10時～11時

場所 オンライン会議（WebEX 電子会議室）

出席者：審議会委員（富川拓、横田祥子、森將豪、上橋文彰、小森和男、安達昇、上田美佳、河野孝、成宮恵津子、東幸子） ※敬称略
事務局 企画振興部長（長野繁樹）、企画振興部次長兼企画課長兼女性活躍推進室長（馬場敬人）、企画課女性活躍推進室（木戸、加藤）
オブザーバー（株）日本都市計画研究所 岩溪、山本

1. 開会

事務局 | ただ今より、令和3年度第3回彦根市男女共同参画審議会を開催いたします。本日は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、急遽オンライン会議とさせていただきました。皆様方にはご理解とご協力いただきありがとうございます。
(オンライン会議の注意事項について説明)

・企画振興部長挨拶

事務局 | 本日の会議の成立につきましては、彦根市男女共同参画審議会運営規則第3条第2項で「会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない」と定められております。本日、委員15名中、10名（オンライン）の委員の皆様にご参加をさせていただいておりますので、当会議は成立していることをご報告いたします。

・推薦団体の人事異動による交代委員の紹介

・審議会会長あいさつ

会長 | 本日の会議開催にいたるまで、事務局の皆様と今回は対面でさせていただきたいとぎりぎりまで話してきたのですが、市内や大学でも感染が拡大しておりまして、今回このような遠隔での開催となりました。慣れないことがありトラブルがあるかもしれませんが、皆様のお顔を正面で見てお話ができますので、それは良いところかと思っております。短い時間とはなりますが活発なご議論どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議題 (1) パブリックコメントの結果について

事務局 | (パブリックコメントの結果とその他の修正についての説明)

〔資料1〕 答申について

パブリックコメントの結果の前にご報告させていただきます。

昨年10月27日に審議会を代表して会長、副会長より次期男女共同参画計画について市長へ答申書を手渡していただきました。

市長からは、コロナ禍において、これまでにない状況の中、2年半もの長きにわたり、次期計画の策定に向けて、熱心にご審議いただいた審議員の皆さまに対するお礼と、「今後、さらに魅力的で住みやすい彦根を創っていく上では、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進や、多様性の尊重が重要であり、市民の皆さまを始め、市民団体、企業の皆さまと連携・

協力しながら、市民一人ひとりの輝きが見える、自分らしく生きられるまちづくりを推進していく」とのお言葉がありました。

〔資料2〕パブリックコメントの結果およびその他の修正

〔資料3〕ひこねかがやきプランⅢ（案）

答申を踏まえ、作成した計画案について、11月15日から12月14日までの1か月間、パブリックコメントを実施しました。

資料2は、パブリックコメントでいただいたご意見とそれに対する市の考え方を示したものです。パブリックコメントにより10件のご意見をいただき、うち3件に対し、計画案を修正しております。資料3は、パブリックコメントによる修正を反映した計画案となっております。該当のページを記載しておりますので、併せてご覧ください。

（#1）資料3の50ページ、通し番号5の「民生委員等における男女共同参画の促進支援」に対し、「民生委員だけでなく人権擁護委員の女性登用も必要である」との趣旨のご意見ですが、本市としましても、人権施策に係る事業において、性別に偏りなく誰もが取り組むことの必要性、重要性は認識しているところであります。

ただし、人権擁護委員とは、人権擁護委員法に基づいて、法務大臣から委嘱され、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている方々であるため、本市に任命権がなく、本計画においては明記せず、原案のままとします。

（#3）55ページ、通し番号19「女性人材バンクの活用」について、「情報提供、実態の分析、制度の強化」の必要性についてご意見をいただいております。

ご意見を踏まえまして、事業概要の「女性人材バンクを設置し、活用する」という文言を「女性人材バンクの充実に努め、積極的に活用する」に改めます。

現在、女性人材バンクには、16人の方に登録いただいております。登録いただいている方々に対し、自己研鑽や意見交換・交流の場として、毎年、研修会を企画しておりますが、平日開催ということもあり、実際には参加いただく方が少なく、開催が難しい状況にあります。今後は、開催の方法を含め、検討し、登録者のスキルアップを図ってまいります。

なお、今年度、現時点での人材バンクの利用実績ですが、3件の利用申請があり、3名の方が各種委員に就任されておられます。

（#4 #5）56ページ（3）「政治分野における男女共同参画の推進」について、「より積極的に取り組むべき」との趣旨のご意見を2件いただいております。

ご意見を踏まえ、本文中に「平成30年（2018年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、令和3年（2021年）6月には内容を強化した一部改正法が施行されたことを踏まえ」の一文を追加いたしました。

今後、関係部局と連携し、具体的にどういったことができるか各施策の際に検討してまいります。

（#6）63ページ、通し番号48「DVの相談体制の充実」の施策担当課について、「子育て支援課」に加え、「企画課」も担当すべきとのご意見をいただきました。

DV に関することにつきましては、本市の事務分掌規程において、子育て支援課の所管となっておりますが、当然、当課においても連携していくことが必要であることから、担当課に「企画課」を追加いたしました。

(#7、#8、#9) 68 ページ、(1)「性の多様性に対する理解への取組」に関連しては、3 件のご意見をいただいております。

「性の多様性」については、本計画において、新たな取組であります。市民の皆さまにとっても関心が高いと施策であると改めて認識したところです。

今年度、導入されましたパートナーシップ宣誓制度をはじめ、まずは制度や多様な性に対する理解の定着をめざし、関係各課と連携を図りながら周知啓発に取り組んでまいります。

以上がパブリックコメントでいただいた主なご意見です。

続いて、パブリックコメント以外で、事務局にて修正させていただいた点ですが、10 ページ

(2)「世帯の状況」のグラフですが、最新の国勢調査の結果が公表されましたので、それを踏まえ、令和 2 年度のデータを追加しております。

続いて、43 ページ めざす将来像「自分らしく あなたらしく 共に認め 共に担い 一人ひとりの輝きがみえるまち ひこね」の趣旨の説明で、「自分らしく あなたらしく」について、「性別にかかわらず、社会のあらゆる場で、誰もが互いの個性を尊重する男女共同参画社会を実現する」となっていたところを「性別にかかわらず、自立した一個人として、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できること」に修正いたしました。

これは、当初ご審議いただいていた段階では「性別にかかわらず、自立した一個人として、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できること」であったのですが、事務局側の誤りにより、昨年度末の審議会で「性別にかかわらず、社会のあらゆる場で、誰もが互いの個性を尊重する男女共同参画社会を実現する」となっていたものです。

「自分らしく あなたらしく」について、よりの確なイメージができる表現となるよう当初案のとおり修正いたしました。

以上、パブリックコメントの結果およびその他の修正についての説明となります。

会長 パブリックコメントの意見とそれを受けての市からの回答や修正、加えて市で 2 点修正いただいたというご報告をいただきました。

それではただ今の事務局からのご説明につきまして、ご質問等やご意見等がございましたら順次ご発言をお願いします。

確認だけさせていただきたいのですが、今回のパブリックコメントの意見の件数は 10 件ということですが、これまでのパブリックコメントを振り返りますと、意見は多かったのでしょうか、それとも少なかったか同じくらいかいかがでしょうか。

事務局 前は 29 年 3 月にプランⅡの改正の時にパブリックコメントを実施させていただきました。

その時は 1 件のご意見でしたのでそれに比べては多くなっています。

会長 何より男女共同参画の計画に市民の皆様が関心を持っておられるかどうかの表れかと思い確認をさせていただきました。少し増えたということですが、もっと多くなるとありがたいことですし、市民の皆様を広げていく最初のきっかけになるものだと思います。

- 委員 パブリックコメントの中で、NO.4の政治・経済の分野に関連することですが、前回の案に加えて、根拠法令が明示されたことでよりわかりやすくなったかと思いました。もう一点ですが、NO.9のご意見、68頁の件について確認ですが、制服のことについて書いてありまして、市の考え方のところ『「学校の制服」については、当事者の視点の他、学校長や生徒、保護者の考え等を総合的に勘案し検討する必要があります。』とありますが、学校の制服を規定するときは何かそれを決定する組織というものがあるのでしょうか。
- 事務局 具体的な検討委員会等の組織については把握できていない部分があるのですが、担当課からのご意見としては、制服の決定についてはあくまでも総合的に判断する必要があることから、当然のことながら、制服が変更になる際には、検討委員会等のような組織に近いものが立ち上げられるのではないかと認識しております。
- 委員 以前に校長先生の意見が強く反映されるということを知ったことがあったので、やはり生徒さんや保護者様、他の色々な状況を考えて決定するような仕組みが大切かと思ってお聞きしました。
- 委員 先程委員がおっしゃったように、日本の政治分野における女性の参画が非常に遅れております。例えば彦根市の市会議員の選出などについて、女性の立候補を促進していくような具体的な策は打ち出せないものなのでしょうか。市の考え方のNO.4の「家庭生活の両立、誰もが活躍しやすい環境を整え、(省略)政治分野での男女共同参画を進めます。」とあり、一般的で抽象的な意見で具体的な施策についてもう少し踏み出す必要があるのではないのでしょうか。
- 事務局 これは新しい分野で、今回政治分野を入れましたので、これから議会事務局や企画も含めて議論していくことになるかと思えます。あくまで議会の方で決められていく話であるかと思えますので、これからその辺りの議論も深めていきたいと考えております。今直ちにという方針をこちらでお示しすることはできませんので、ご理解いただきたいと思えます。
- 委員 それはわかりますが、やはり議会の皆様に、彦根市が取り組みたいという意思表示などを是非お願いしたいと思えます。こういった変革というものはこちら側の意見や取組などをもう少し具体的に質疑してこそ、「それは検討に値します」等の回答が返ってくるかと思えますので、具体的な踏み出しをお願いしたいと思えます。
- 事務局 これから議論を深め、おっしゃっているようになるよう議論を進めて努力してまいります。よろしく願いいたします。
- 委員 男女共同参画推進員として事業所でお話をしておりますが、表面的な感じしかしないので、彦根市としての取組や方向性を示していただきたいと思えます。
- 委員 先程の制服についてのご意見ですが、学校によっては運営協議会が立ち上がっています。運営協議会の中には保護者等もいます。学校内の運営協議会で制服を含めたその他の議論の場があります。
- 会長 学校では運営協議会というものがありまして、そこでの検討が可能で実際にされているということですね。
- 委員 運営協議会の中で校長が関らなければならないとなっております。
- 会長 既にそういった運営協議会というところで、制服やその他のことも議論検討していくことが可能な環境があるということをお教えいただきました。

委員の皆様のご発言をうかがいまして、学校の制服に関しましては運営協議会の中での検討が可能であり、また先駆的に協議会の利用や活用の仕方でも進めておられるということから、具体的に話し合うことができるというモデルのようなものを、生徒や保護者の皆様に周知できるように活動が必要ではないかと思いました。また、学校の制服について具体的に進めていく際に、そういった活動を皆さんと共有する取組が必要ではないかと思いました。

私から確認が一点ございます。先ほど女性の人材バンクに関してご発言をいただきました。人材バンクの設置要綱なのですが、「満 20 歳以上の女性で」ということで登録対象者が定められているのですが、成人年齢が引き下げられたことがございます。このようなことから影響を受けるのではないかと思うのですが、何かご検討なさっていることが現状ありましたらお教えいただきたいと思えます。

事務局 ご指摘いただきました成人年齢の引き下げにつきまして、女性人材バンクの要綱も 4 月 1 日から「18 歳以上」という要綱改定の準備をしております。

会長 具体的に女性人材バンクを有効活用する中で確認として発言をさせていただきました。先ほどの制服の件と関連してくると思うのですが、そうなりますと高校に対してのアプローチというものがより一層重要になってくるのではないかと考えます。学校に向けてのアプローチというものも今後引き続き検討が必要だということを感じました。

その他、委員の皆様いかがでしょうか。どのようなことでも結構です。議題 1 については、特に意見なしということによろしいでしょうか。

では、議題 1 につきましては以上とさせていただきます。

3. その他

事務局 (市における取組として「表現ガイドライン」の作成についての説明) [資料 4]

市の発信する情報は、広く公共性があり、市民に大きな影響を与えます。無意識の思い込みによる表現や偏ったイメージの繰り返し発信は、知らず知らずのうちに固定的性別役割分担意識を植え付けてしまう恐れがあります。

こういったことを防ぐため、市職員が業務上、意識すべき男女共同参画の視点に立った表現の指針として、4 月からの活用をめざし、平成 15 年に内閣府で作成された「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」をベースに、現在、推進本部会議や内部検討委員会において、作成を進めているものです。

次期計画においては、資料 3 71 ページ 通し番号 63 「表現ガイドラインの活用」に該当するものです。

本ガイドラインの「対象」は、原則として市が作成する広報物に使用されるすべての表現としています。

ただし、「注意事項」としまして、本ガイドラインは、特定の表現を禁じたり、言い換えを強制するものではなく、男女共同参画および多様な市民を意識し、より望ましい表現、適切な表現について、職員一人ひとりが意識するきっかけとなることを目的としています。

ガイドライン作成後はホームページで公開を予定しておりますが、13 ページから 15 ページの「見直したい表現例」については、検討委員会にて市職員への運用であるとの意見を踏ま

	え、非公開とします。 以上、簡単ではございますが、現在、市における取組として表現ガイドラインの作成についての説明となります。
委員	ガイドライン「はじめに」のところですが、2行目から3行目にわたり「男女共同参画基本法」と書いてありますが、「男女共同参画社会基本法」という名前だと思います。それから、「みなおしたい表現」のところの下から2つ目、嫁と姑と姑のところ、その理由として、「かつての家長制度に基づいた表現」と書いています。こういう言葉もあるのかもしれないのですが、一般的には「家父長制度」というのかと思いました。非公表にされる理由については、他のところは市民や企業の皆様に公開をし、非公表の部分については市の職員対象と理解するとよいですか。
事務局	ご指摘いただきました「男女共同参画基本法」につきましては、「男女共同参画社会基本法」に訂正いたします。 非公表のところにつきましては、市民や企業様それぞれのご事情がございますので、表に出す表現としましては望ましい表現という形で起用させていただく予定ですので、あくまでも内部運用ということで公表の方は控えさせていただきたいと思っております。ご指摘いただきました家長制度という言葉につきましては、他の市町等のガイドラインも参考にもう一度確認をさせていただきたいと思っております。
会長	大事な文言も含めてのご意見をいただきました。ありがとうございます。その他ご意見等よろしいでしょうか。ではご意見なしということで、ガイドラインにつきましては以上とさせていただきます。
4. 閉会	
会長	以上をもちまして令和3年度第3回彦根市男女共同参画審議会を終了いたします。